

人権を保障する福祉職員の賃金と職員配置基準の引き上げにむけて国への意見書採択を求める 陳情書

要旨

保育や介護などの福祉職場の多くは、慢性的な職員不足に陥っています。「人が人を支える」

福祉職場において職員不足は、利用者と職員双方の人権を侵害する原因となっています。「一人の

職員が対応する利用者や子どもの人数が多く、目が行き届かない」「午睡中の呼吸チェックがで

きない」「食事介助中に喉につまらせる」「排泄介助やオムツ交換に時間がかかる」「入浴介助者

がいないので、お風呂に入れてあげられない」「ワンオペ夜勤で転倒・転落がおきてしまう」な

ど、利用者や子どもの安全確保と人権保障が困難な状況になっています。

働く環境は、「休憩がとれない」「有給休暇がとれない」「不払残業や持ち帰り残業がある」な

ど労働基準法が守られていません。「仕事と子育て・家事の両立ができない」ほど、長時間過密

労働になっています。また、政府は処遇改善策を講じてきたというものの、福祉職員の賃金水準

は国の調査でも、全産業平均より月額7～8万円も低く、いのちを預かり、人権を守る仕事を

しているにもかかわらず、社会的地位は低いままです。多くの職員は誇りとやりがいを持って

仕事をしていますが、長く働くことに不安を抱えています。

この状況を改善するためには、法令にもとづき「これを下回ってはならない」という強制力

がともなう最低賃金を、全国一律でいますぐ1500円以上にすることが必要です。さらに労働

時間の短縮をはかるためには、1700円以上が必要です。福祉分野は、政府が公的価格を引き

上げることで、事業所に人件費を保障すれば、全国一律最低賃金制度の実現を待たずに賃金水準

を上げることもできます。

利用者も、職員も、その家族も、個人として尊重され、誰もが犠牲にならない権利が保障され

るべきです。憲法 25 条にもとづいて、国民の権利が保障され、国が福祉増進にかかわる責任を
果たすよう、下記について、地方自治法第 99 条に基づいて、政府への意見書を提出いただくよ
う陳情いたします。

陳情項目

1. 地域・雇用形態・労働時間に関係なく、すべての福祉職員に時間単価 1700 円
以上、フルタイムで年収 300 万円以上の賃金を保障する制度をつくって下さい。
2. 利用者の処遇向上と、福祉職員の休憩・休暇・事務時間が保障できるように、
職員配置基準を引き上げ、常勤職員を増やしてください。

以上

人権を保障する福祉職員の賃金と職員配置基準の引き上げを求める意見書（案）

保育や介護などの福祉職場の多くは、慢性的な職員不足に陥っており、利用者と職員双方の人権を侵害する原因となっている。「1人の職員が対応する利用者や子どもの人数が多く、目が行き届かない」「午睡中の呼吸チェックができない」「食事介助中に喉につまらせる」「排泄介助やオムツ交換に時間がかかる」「入浴介助者がいないので、お風呂に入れてあげられない」「ワンオペ夜勤で転倒・転落がおきてしまう」など、利用者や子どもの安全確保と人権保障が困難な状況になっている。

働く環境は、「休憩がとれない」「有給休暇がとれない」「不払残業や持ち帰り残業がある」など労働基準法が守られていない。「仕事と子育て・家事の両立ができない」ほど、長時間過密労働になっている。また、政府は処遇改善策を講じてきたというものの、福祉職員の賃金水準は国の調査でも、全産業平均より月額7～8万円も低く、いのちを預かり、人権を守る仕事をしているにもかかわらず、社会的地位は低い状況にある。多くの職員は誇りとやりがいを持って仕事をしているが、長く働くことに不安を抱えている。

この状況を改善するためには、法令にもとづき「これを下回ってはならない」という強制力がともなう最低賃金を、全国一律でいますぐ1500円以上にすることが必要となっている。さらに労働時間の短縮をはかるためには、1700円以上が必要といえる。福祉分野は、政府が公的価格を引き上げることで、事業所に人件費を保障すれば、全国一律最低賃金制度の実現を待たずに賃金水準を上げることができる。

国において、人権を保障する福祉職員の賃金と職員配置基準の引き上げを図るよう、以下の事項について強く要望する。

1. 地域・雇用形態・労働時間に関係なく、すべての福祉職員に時間単価1700円以上、フルタイムで年収300万円以上の賃金を保障する制度をつくること。
2. 利用者の処遇向上と、福祉職員の休憩・休暇・事務時間が保障できるように、職員配置基準を引き上げ、常勤職員を増やせるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

〇〇〔県・市・町・村〕議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣 宛